

## IV 事業実施要領



## 長崎県がん登録・評価事業実施要領

### 第1 目的

がん登録等の推進に関する法律(以下「推進法」という。)、同法施行令、同法施行規則、がん対策基本法(以下「基本法」という。)、がん対策推進基本計画及び長崎県がん対策推進計画により、がん患者の罹患、転帰その他の状況を収集・分析し、がんの罹患率及び生存率など、がん対策の企画立案と評価に際しての基礎となるデータを把握・提供するとともに、がん患者を含めた県民に対して科学的知見に基づく適切ながん医療を提供することを目的とする。

### 第2 実施主体

本事業は、長崎県医師会、長崎大学、関係医療機関(病院、推進法第6条第2項の規定により指定された診療所(以下「指定診療所」という。))及び第5(2)に規定する者を診療した診療所をいう。以下同じ。)、放射線影響研究所並びに県内のがん検診実施機関等の協力を得て長崎県が実施する。

### 第3 関係各委員会の協力

県は、本事業を円滑、かつ効率的に実施するため、長崎県がん登録委員会(以下「がん登録委員会」という。)の指導・助言と長崎県保健医療対策協議会がん対策部会各がん(胃がん・子宮がん・肺がん・乳がん・大腸がん)検診委員会の協力を得ながら事業を推進するものとする。

### 第4 業務委託

推進法第24条及び基本法第18条第1項に基づき、がん登録を効果的に実施、運営するために業務を委託により行う。委託業務にあたっては受託者において「長崎県がん登録室」(以下「がん登録室」という。)を設置し、第5(1)及び(2)に規定された者のがん登録事務その他がん登録の促進、内容の向上及びそれらに関する必要な事業を行うものとする。

### 第5 登録の対象

がん登録の対象は、次のとおりとする。

- (1)平成28年以後に推進法施行令第1条に規定する疾病に関して病院及び指定診療所における初回の診断が行われた患者
- (2)昭和60年1月1日から平成27年12月31日までに別表に規定する疾患に罹患又は罹患した疑いのある患者

### 第6 登録等の方法

がん登録等の方法は次のとおりとする。

#### (1)対象が第5(1)である場合

病院及び指定診療所の管理者は、当該がんに関して計画した一連の診断又は治療の初回の診療行為が終了したとき、全国がん登録届出票(様式第1-1号、以下「1号届出票」という。)によりがん登録室に届け出るものとする。

#### (2)対象が第5(2)である場合

##### ア 診断時の届出

県内に所在する関係医療機関の医師は、新生物届出票(様式第1-2号、以下「2号届出票」という。)によりがん登録室に届出るものとする。なお、診断時における届出は次に掲げる場合にも行うものとする。

- (ア)すでに他の医師による届出が考えられる場合においても、自身ががん患者と診断したとき。
- (イ)がん治療が終了し、又は治療を中止している者が再び受診又は受療したとき。
- (ウ)届出済みの患者が新たに別のがん罹患したと診断したとき。
- (エ)がん患者が死亡したとき。
- (オ)その他がん患者の新たな情報がわかったとき。

#### イ 出張採録

登録は原則として関係医療機関の届出によるが、必要に応じがん登録室が腫瘍登録票(様式第2号)を用いて出張採録を行うものとする。

#### ウ 人口動態死亡小票

県立保健所、長崎市保健所及び佐世保市保健所は、県の依頼により、月ごとにすべての人口動態調査死亡小票の転写表(以下「小票写し」という。)をがん登録室に提供する。

#### エ 病理診断情報

長崎県医師会は、県の依頼により、同会がおこなう腫瘍組織登録事業により得られた病理診断情報を、同事業に参加する医療機関の承諾を得て、がん登録室に提供する。

### 第7 遡り調査・生存確認調査等

がん登録室は、事業目的を達成するため必要な遡り調査及び生存確認調査等を、市町、関係医療機関等の協力のもと実施する。

### 第8 資料の保管

がん登録室は、提出された1号届出票、2号届出票及び小票写し並びに腫瘍登録票等に基づきがん登録を行い、その資料を保管するものとする。

### 第9 評価の方法

評価の方法は次のとおりとする。

- (1)死亡率測定
- (2)罹患率測定
- (3)有病率測定
- (4)生存率測定
- (5)受療率測定
- (6)入院率測定
- (7)治療方法測定
- (8)患者の受診動態
- (9)検診の評価
- (10)治療の評価
- (11)疫学調査(被爆・塵肺・白血病・ATLL・ヘパトーマ・アスベスト等)
- (12)その他がん予防対策推進に有効な事項

### 第10 がん予防対策普及啓発活動

本事業で登録・評価されたデータは次のとおり普及啓発活動に活用するものとする。

- (1)住民啓発用媒体の作成
- (2)推進法施行規則第14条に規定する申請に係る促進用媒体の作成
- (3)その他がん予防対策普及啓発用資料の作成

### 第11 秘密の保持

この業務に従事した医師、医療従事者及びその関係者(事務職を含む)は、業務上知り得た患者に関する事項について、秘密を厳守し他に漏らしてはならない。

### 第12 情報の管理

本事業より收受された情報については、「長崎県がん登録・評価事業に係る情報保護に関する事務取扱要領」及び「全国がん登録 長崎県がん情報管理要領」に基づき管理する。

### 第13 情報の提供

学術的目的及び患者治療等のため本事業の情報を利用する場合は、「長崎県がん登録・評価事業に係る情報保護に関する事務取扱要領」、「全国がん登録に係る長崎県がん情報提供事務処理要領」及び「全国がん登録に係る長崎県がん情報の提供の利用規約」に基づき承認を受けなければならない。

### 第14 個人情報の不開示

がん登録に係る個人情報の開示請求については、これを不開示とする。また、がん登録に係る個人情報の存在の有無については、これを回答しない。

### 第15 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項はがん登録委員会の意見を参考に定めることとする。

- 附則 この要領は、平成6年10月1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成14年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成28年1月1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成31年3月25日から施行する。

### ※注意事項

第5 登録の対象(2)に該当する症例(地域がん登録症例)については、届出受付を終了しています。

(様式第1-1号)

全国がん登録届出票①

①病院等の名称					
②診療録番号		(全半角16文字)			
③カナ氏名		シ	(全角カナ10文字)	メイ	(全角カナ10文字)
④氏名		氏	(全角10文字)	名	(全角10文字)
⑤性別		<input type="checkbox"/> 1. 男性 <input type="checkbox"/> 2. 女性			
⑥生年月日		<input type="checkbox"/> 0. 西暦 <input type="checkbox"/> 1. 明 <input type="checkbox"/> 2. 大 <input type="checkbox"/> 3. 昭 <input type="checkbox"/> 4. 平 <input type="checkbox"/> 5. 令    年    月    日			
⑦診断時住所		都道府県選択		(全半角40文字)	
		市区町村以下			
腫瘍の種類	⑧側性	<input type="checkbox"/> 1. 右 <input type="checkbox"/> 2. 左 <input type="checkbox"/> 3. 両側 <input type="checkbox"/> 7. 側性なし <input type="checkbox"/> 9. 不明			
	⑨原発部位	大分類			
		詳細分類			
⑩病理診断	組織型・性状				
診断情報	⑪診断施設	<input type="checkbox"/> 1. 自施設診断 <input type="checkbox"/> 2. 他施設診断			
	⑫治療施設	<input type="checkbox"/> 1. 自施設で初回治療をせず、他施設で紹介またはその後の経過不明			
		<input type="checkbox"/> 2. 自施設で初回治療を開始			
		<input type="checkbox"/> 3. 他施設で初回治療を開始後に、自施設に受診して初回治療を継続			
		<input type="checkbox"/> 4. 他施設で初回治療を終了後に、自施設に受診			
<input type="checkbox"/> 8. その他					
⑬診断根拠	<input type="checkbox"/> 1. 原発巣の組織診 <input type="checkbox"/> 2. 転移巣の組織診 <input type="checkbox"/> 3. 細胞診 <input type="checkbox"/> 4. 部位特異的腫瘍マーカー <input type="checkbox"/> 5. 臨床検査 <input type="checkbox"/> 6. 臨床診断 <input type="checkbox"/> 9. 不明				
⑭診断日	<input type="checkbox"/> 0. 西暦 <input type="checkbox"/> 4. 平 <input type="checkbox"/> 5. 令    年    月    日				
⑮発見経緯	<input type="checkbox"/> 1. がん検診・健康診断・人間ドックでの発見例 <input type="checkbox"/> 3. 他疾患の経過観察中の偶然発見 <input type="checkbox"/> 4. 剖検発見 <input type="checkbox"/> 8. その他 <input type="checkbox"/> 9. 不明				
進行度	⑯進展度・治療前	<input type="checkbox"/> 400. 上皮内 <input type="checkbox"/> 410. 限局 <input type="checkbox"/> 420. 領域リンパ節転移 <input type="checkbox"/> 430. 隣接臓器浸潤 <input type="checkbox"/> 440. 遠隔転移 <input type="checkbox"/> 777. 該当せず <input type="checkbox"/> 499. 不明			
	⑰進展度・術後病理学的	<input type="checkbox"/> 400. 上皮内 <input type="checkbox"/> 410. 限局 <input type="checkbox"/> 420. 領域リンパ節転移 <input type="checkbox"/> 430. 隣接臓器浸潤 <input type="checkbox"/> 440. 遠隔転移 <input type="checkbox"/> 660. 手術なし・術前治療後 <input type="checkbox"/> 777. 該当せず <input type="checkbox"/> 499. 不明			
初回治療	⑱観血的治療	⑱外科的	<input type="checkbox"/> 1. 自施設で施行 <input type="checkbox"/> 2. 自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9. 施行の有無不明		
		⑱鏡視下	<input type="checkbox"/> 1. 自施設で施行 <input type="checkbox"/> 2. 自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9. 施行の有無不明		
		⑱内視鏡的	<input type="checkbox"/> 1. 自施設で施行 <input type="checkbox"/> 2. 自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9. 施行の有無不明		
	⑲観血的治療の範囲	<input type="checkbox"/> 1. 腫瘍遺残なし <input type="checkbox"/> 4. 腫瘍遺残あり <input type="checkbox"/> 6. 観血的治療なし <input type="checkbox"/> 9. 不明			
	⑳その他治療	㉑放射線療法	<input type="checkbox"/> 1. 自施設で施行 <input type="checkbox"/> 2. 自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9. 施行の有無不明		
		㉒化学療法	<input type="checkbox"/> 1. 自施設で施行 <input type="checkbox"/> 2. 自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9. 施行の有無不明		
㉒内分泌療法		<input type="checkbox"/> 1. 自施設で施行 <input type="checkbox"/> 2. 自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9. 施行の有無不明			
㉓その他治療	<input type="checkbox"/> 1. 自施設で施行 <input type="checkbox"/> 2. 自施設で施行なし <input type="checkbox"/> 9. 施行の有無不明				
㉔死亡日		<input type="checkbox"/> 0. 西暦 <input type="checkbox"/> 4. 平 <input type="checkbox"/> 5. 令    年    月    日			
備考		(全半角128文字)			

## 全国がん登録 長崎県がん情報管理要領

### (目的)

第1条 この要領は、がん登録等の推進に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、全国がん登録に関する事務又は業務を実施するに当たり、全国がん登録長崎県がん情報の管理等に関する基本事項を定めることにより、がん罹患等の秘密を守ることを目的とする。

### (管理責任者)

第2条 管理責任者は、全国がん登録に関する事務又は業務における情報の保護及び安全管理を監督するとともに、必要に応じてこれを向上させるための対策を講ずることを責務とし、長崎県福祉保健部医療政策課長をもってその職に充てる。

### (権限及び事務の委任)

第3条 知事は、法第24条第1項に基づき、同項第1号に定める権限及び事務を委託先機関に委任することとし、受託者は長崎県がん登録に関する事務又は業務を行う部署（以下「登録室」という。）を設置し、全国がん登録に関する事務又は業務を処理するものとする。

### (全国がん登録に関する事務又は業務従事者の義務)

第4条 法第28条第3項及び第5項並びに第29条第3項及び第6項により、全国がん登録に関する事務又は業務に従事する者（以下「全国がん登録従事者」という。）は、業務上知り得た個人及び病院等に関する情報を他人に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。なお、全国がん登録従事者は、秘密遵守に係る誓約書（第1号様式）を管理責任者に提出するものとする。

### (患者等への接触禁止)

第5条 全国がん登録従事者は、登録業務に関連して、患者あるいはその家族と接触してはならない。

### (情報収集)

第6条 収集する情報は、法第6条、第10条第2項、第13条、第14条、第16条及び第21条第8項に基づき、全国がん登録に関する事務又は業務を実施するために、法令に定められた範囲とする。  
2 病院等は届出票を、登録室へ安全な方法を用いて提出することとする。登録室は受領の都度、郵便物等受渡簿（第2号様式）に記入し、当該病院等に対し、受領書（第3号様式）を返送するものとする。

### (登録室の管理)

第7条 登録室の管理体制は以下のとおりとする。

- (1) 登録室責任者は、登録室に勤務する全国がん登録従事者（以下「登録室職員」という。）に対して、がん登録作業の全般を指導し、業務品質の維持・管理を責務とする者とし、受託機関の長が指定する。
- (2) 登録室責任者は、登録室職員をあらかじめ指定する。
- (3) 登録室責任者は、登録室において行う業務について手順書を定め、登録室職員へあらかじめ周知するとともに、手順書が遵守されるよう必要な措置を講じるものとする。
- (4) 登録室責任者の指名により、登録室職員のうちから各作業にそれぞれ作業責任者を1人置く。
- (5) 登録室責任者は、登録室の保持、安全の確保に必要な措置を講じるものとする。

2 登録室の入室及び退室の管理については以下のとおりとする。

- (1) 登録室職員は、作業等を行わないときは登録室の出入口及び窓を施錠しておくこととする。
- (2) 登録室には登録室職員以外の立入りを原則として禁止する。
- (3) 登録室職員以外の者が登録室に立ち入る場合で個人情報に触れる可能性がある場合は、入退室管

理簿（第4号様式）に必要事項を記載し、誓約書（第5号様式）を提出した上で、登録室責任者の承認を受け、登録室職員の立会いのもと立ち入ることとする。なお、各種機器の保守点検、清掃業者等は入退室管理簿に必要事項を記載し、登録室責任者の承認を受け、登録室職員の立会いのもと立ち入ることとする。この際、登録室職員は個人情報に目には触れないように配慮しなければならない。

(4) 登録室を最後に退出する者は、登録に関する資料をすべてキャビネット等に保管し、施錠の上、登録室出入口及び窓を施錠し、その確認等の措置を講ずるものとする。

#### (書類等の管理)

第8条 作業責任者による、登録票類の管理については、以下のとおりとする。

(1) 登録室が受領した電子媒体に記録された届出票、遡り調査票及び、住所異動確認調査票、(以下これらをまとめ「登録票類」という。)等の情報は、作業中の事故又は故障に備えて、別の電子媒体に複写し、施錠したキャビネットに保管する。保管に当たっては、データ管理簿（第6号様式）に必要な事項を記載し、随時点検を行う。

(2) 電子媒体に入力した登録票類の情報は、不要になった時点で直ちに消去又は物理的に破壊する。

2 コンピュータからの出力帳票の管理については以下のとおりとする。

(1) 登録作業のためコンピュータから作成した出力帳票(以下「出力帳票」という。)は、施錠したキャビネットに保管する。

(2) 不要となった出力帳票は、直ちに裁断又は焼却により廃棄する。

3 紙媒体の情報の管理については以下のとおりとする。

(1) 紙媒体の登録票類の情報は、施錠したキャビネットに保管する。

(2) 不要となった紙媒体の登録票類は、直ちに裁断又は焼却により廃棄する。

4 システム仕様書、操作手順書、プログラム説明書等の書類は、登録室内の施錠したキャビネットに保管する。保管に当たっては、手順書等管理簿（第7号様式）に必要な事項を記載する。

#### (届出内容に関する病院等への照会)

第9条 登録室職員が、登録作業を行うに当たり、届出対象情報に関して、届出票を提出した病院等(以下「届出病院等」という。)への問合せが必要な場合は、届出病院等の医師又はがん登録担当者(以下「届出医等」という。)に対し、原則として、文書により照会するものとする。電話により照会する場合は、「全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル」に従い、通話の相手が届出医等であることを必ず確認した後に行うものとする。

2 届出医等の退職等の事由により、連絡不能な場合は、前項と同様の方法により届出病院等の責任者に対し照会するものとする。

#### (コンピュータの端末機操作)

第10条 登録室職員は、各自に設定されたパスワードを入力の上、全国がん登録データベースシステム及びその他のコンピュータの端末機(以下「端末」という。)による操作を行う。

#### (都道府県がん情報の利用及び提供)

第11条 この要領で取扱う情報は、法の規定に基づき、利用又は提供することができる。なお、利用手続等については、別途定める。

#### (届出病院等への誤配通知)

第12条 登録室責任者は、長崎県外に所在する病院等からの届出票を受領した場合においては、届出票を消去又は破棄するとともに、発出元へ届出先が誤っていることを通知し、適切な再送付を促すものとする。



(その他)

第13条 この要領に定めるものの他、全国がん登録長崎県がん情報の管理に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附則 この要領は、平成29年4月1日から適用する。

附則 この要領は、令和2年4月1日から適用する。

